

訪問看護ステーションは以下のサービスを提供いたします

病状、障害の観察 清拭 洗髪 入浴 排泄、食事援助 ターミナルケア 褥瘡および創傷処置 介護、健康相談 福祉サービス、介護用品紹介
胃瘻管理 服薬管理 人工肛門管理 吸引 在宅酸素療法指導 医師の指示による医療的処置（腹膜透析、カテーテル管理等） 在宅リハビリテーション

介護保険

サービスの区分	備考	料金(要介護)		料金(介護予防)		
		1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	
訪問看護 20分未満 *1	1回当たり	¥311	¥622	¥300	¥600	
		30分未満	¥467	¥934	¥448	¥896
		30分以上60分未満	¥816	¥1,632	¥787	¥1,574
		60分以上90分未満	¥1,118	¥2,236	¥1,080	¥2,160
初回加算		¥300	¥600	¥300	¥600	
退院時共同指導加算		¥600	¥1,200	¥600	¥1,200	
夜間加算(18時から22時)		25%増	25%の2割増	25%増	25%の2割増	
深夜加算(22時から翌6時)		50%増	50%の2割増	50%増	50%の2割増	
早朝加算(6時から翌8時)		25%増	25%の2割増	25%増	25%の2割増	
訪問看護サービス提供体制加算	訪問1回につき	¥6	¥12	¥6	¥12	
看護介護職員連携強化加算	1月当たり	¥250	¥500	¥250	¥500	
緊急時訪問看護体制加算	1月当たり	¥574	¥1,148	¥574	¥1,148	
複数名訪問加算	1回当たり	30分未満	¥254	¥508	¥254	¥508
		30分以上	¥402	¥804	¥402	¥804
理学療法士等による訪問看護	1回当たり	¥296	¥592	¥286	(1日に2回を超えて実施する場合は90/100)	
特別管理加算Ⅰ	対象の場合 *2	1月当たり	¥500	¥1,000	¥500	¥1,000
特別管理加算Ⅱ	対象の場合 *3	1月当たり	¥250	¥500	¥250	¥500
長時間訪問看護加算	(特別管理加算Ⅰ・Ⅱ対象者)	1回当たり	¥300	¥600	¥300	¥600
ターミナルケア加算	最終訪問月のみ		¥2,000	¥4,000		
死後の処置			¥10,000			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5%増	5%の2割増	5%増	5%の2割増
交通費(通常事業の実施地域以外)			1km当たり¥20円			
衛生材料等			実費			

*1 20分未満の訪問看護をご利用の場合には、週1回以上20分以上の訪問看護をご利用いただく必要があります。

*2 特別管理加算Ⅰの対象者

在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

*3 特別管理加算Ⅱの対象者

在宅自己腹膜還流指導管理を受けている状態 在宅血液透析指導管理を受けている状態 在宅酸素療法指導を受けている状態

在宅中心静脈栄養指導管理を受けている状態 在宅成分栄養経管栄養指導管理を受けている状態 在宅自己導尿指導管理を受けている状態

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

真皮を越える褥瘡の状態 人工肛門または人工膀胱を設置している状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

※緊急時の対応について

事業者は、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医及び関係機関に連絡をとり、必要な措置を行います。

※病院に入院された場合について

訪問看護では居宅、または法律によって決められた施設等のみ訪問することが認められているため、病院入院中に訪問看護を利用することは出来ません。

但し、入院中の利用契約は、利用者と事業者のどちらかが解約を申し出ない限り継続されます。

訪問看護利用期間中に入院となった場合、また入院中の病院から退院が決まった場合には、ご連絡をお願いいたします。

◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	1割負担
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	1割負担
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)	1割負担
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	1割または2割負担

※2割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

